

差別解消法における合理的配慮について

令和 6 年 4 月 1 日から

「事業所による合理的配慮の提供が義務化される」

☆社会生活上の障壁（バリア）について

1 身体障害者の例示が伝わりやすい

- (1) 車いす利用者の段差解消や電車乗車時のためのスロープ利用
- (2) 視覚障がい者への読みあげ支援
- (3) 聴覚障がい者への手話通訳や筆談支援等

2 知的障害者の例示の伝わりにくさ

- (1) レストランやフードコートなどで大声をあげてしまう。

- ・ 特徴

初めての場所やにぎやかな場所が苦手

- ・ 配慮して欲しい点

できるだけゆったりしたスペースの確保をして欲しいこと。大声をあげてもそれ以上のことはなく、少しずつ落ち着いてくること等の理解。

- (2) 窓やドアが少しだけ開いていると閉めようとしてしまう（特にコロナ禍で）

- ・ 特徴

自閉的傾向がある人のこだわりの特徴の一つで、きっちりと閉まっていないと納得できない。

- ・ 配慮して欲しい点

支援者はそのような行動はできるだけ阻止するが、もし窓等を閉められたとしても支援者が開ける等の対応をする。そのような特徴があること等の理解。

3 知的障害者に対する合理的配慮とは

- (1) 社会生活上の障壁（バリア）は上記のように個別性があり、合理的配慮にたどり着くには「何がバリアなのか」を明確化しなくてはならない。
- (2) 合理的配慮はアセスメントを含めた取り組みである
 - ・ これらのことは簡単には一般の人たちに理解してもらうことは難しい。
 - ・ 知的障がい者本人や家族にとっては、とても大切な事
 - ・ 粘り強く伝え続けていく必要がある（特に関係機関から）